

不利益処分の内容	登録団体の登録の取消し		
根拠法令及び条項	鳥取市男女共同参画推進条例第 18 条第 3 項		
担 当 課	男女共同参画課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 14 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>登録団体の登録の取消しは、男女共同参画推進条例第 18 条第 3 項の規定に該当した事実が判明したときに行うが、個々具体的な事実に基づき、これらに該当するに至った事情を総合的に判断して、必要な範囲内で行う。具体的には、次のとおりである。</p> <p>1 条例第 17 条第 2 項各号の要件に該当したとき。</p> <p>ここで第 2 号の「主たる構成員が市民でないとき」とは、構成員の過半数が市内在住、在勤又は在学者でないときをいい、第 3 号の「不当な条件を付しているとき」とは、入会に際して不当な寄附を募るなどの条件を付しているときとするが、具体的には、個々の団体の設立趣旨に基づいて判断する。</p> <p>2 登録団体の活動がなされていないとき。</p> <p>ここで「登録団体の活動がなされていないとき」とは、男女共同参画推進に関する活動が行われていないとき、又は条例第 19 条に規定する活動状況の報告がなされないときをいう。</p>			

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	男女共同参画課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 14 年 7 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>男女共同参画センターの使用の許可の取消し等は、条例第 10 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 10 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 10 条第 4 号に該当する場合は、男女共同参画センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者又は託児の対象となる幼児へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたとときに必要な範囲内において行う。</p>			

総人 2 - 3

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例第 11 条第 2 項		
担 当 課	男女共同参画課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 14 年 7 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>男女共同参画センターの行為の中止命令等は、条例第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがある者に対して行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 11 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号のいずれかに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度、他の利用者へ及ぼす影響その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 11 条第 1 項第 3 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認められたときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第 11 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、男女共同参画センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者又は託児の対象となる幼児へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</p>			